

プラスチックに係る資源循環の促進に関する協定書

弘前市と株式会社青南商事は、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、弘前市及び株式会社青南商事の緊密な連携と協力により、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に基づき、プラスチック製容器包装廃棄物とプラスチック製容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「プラスチック資源」という。）の効率的かつ安定的な回収及びリサイクルを実現し、地域における脱炭素化を強力に推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 弘前市と株式会社青南商事は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) プラスチック資源を効率的かつ安定的にリサイクルするための再商品化計画作成に関すること。
- (2) プラスチック資源の分別回収を促進する取組みに関すること。
- (3) その他地球環境の保全及び資源の有効利用に寄与する取組みに関すること。

（本協定の見直し）

第3条 弘前市又は株式会社青南商事から、本協定の内容の変更の申し出があったときは、弘前市及び株式会社青南商事は、その都度協議し、弘前市及び株式会社青南商事の書面による合意により、変更するものとする。

令和6年2月2日

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。

弘前市長

櫻田宏

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、弘前市と株式会社青南商事が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、弘前市及び株式会社青南商事それぞれ署名の上、各1通を保有する。

株式会社青南商事
代表取締役

安東元吉